

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるための申請は不要です。 ※公務員は必要です
※支給を希望しないかたは、5月27日(水)までに、届出書を健康福祉課へ提出してください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給しているかたです。
健康福祉課から「給付についてのお知らせ」が郵送で届いたかたは、対象者です。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。
※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象のかたには、6月頃に児童手当振込口座へ支給する見込みです。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

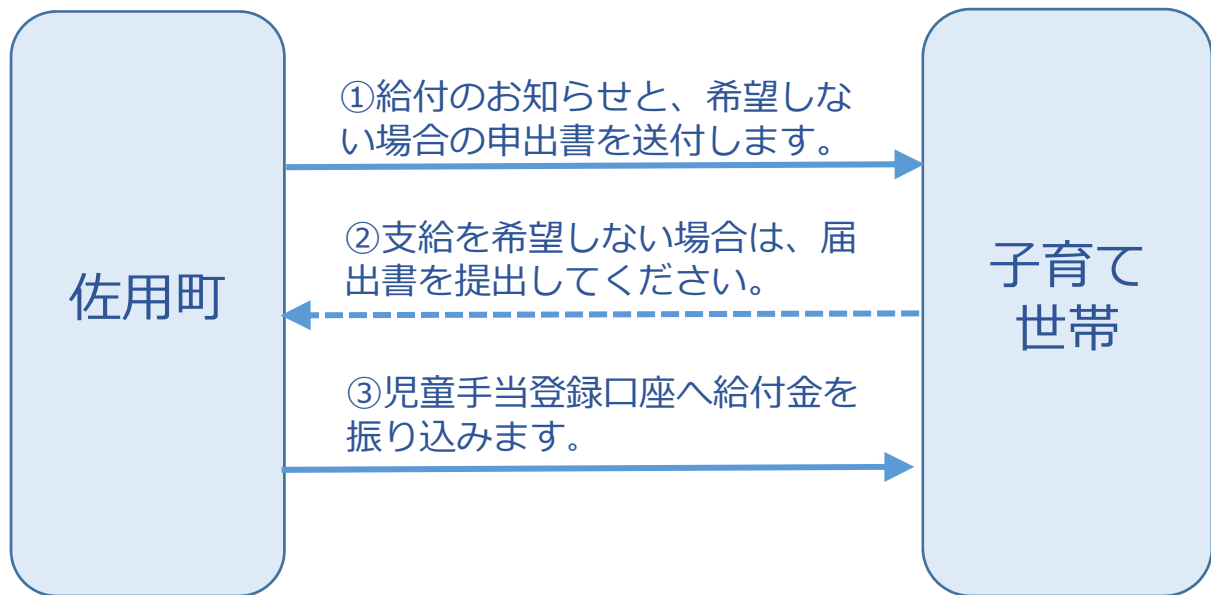
【ご注意ください】

※児童手当支給の振込口座を解約した場合は、口座の指定や変更手続を令和2年12月末までにしてください。口座解約や変更などで指定口座への振込ができない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。

※当該口座の変更などで支給に支障がある場合には、健康福祉課へお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。 ※公務員は、申請が必要です。
佐用町では、6月頃に支給する見込みです。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居したかたは、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、佐用町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者などは支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設などに支給することになります。

お問い合わせは



佐用町健康福祉課 子育て・福祉室
「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口
電話：0790（82）0661

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに佐用町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに佐用町健康福祉課か最寄りの警察にご連絡ください。